

参議院農林水産委員会會議録第九号

昭和三十六年十月二十日(金曜日)
午後一時三十四分開会

委員の異動

本日委員高田なほ子君辞任につき、その補欠として亀田得治君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 仲原 善一君
理事 石谷 憲男君
櫻井 志郎君
亀田 得治君
森 八三二君

委員

青田源太郎君
植垣弥一郎君
岡村文四郎君
河野 謙三君
重政 庸徳君
柴田 榮君
田中 啓一君
高橋 衛君
藤野 繁雄君
大河原一次君
北村 暢君
清澤 俊英君
棚橋 小虎君
北條 雋八君

政府委員

農林政務次官 中野 文門君
農林省畜産局長 森 茂雄君
食糧庁長官 安田善一郎君

事務局側

常任委員 安楽城敏男君
会専門員

本日の會議に付した案件

○理事の補欠互選の件

○家畜商法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○家畜改良増殖法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○畜産物価格安定法案(内閣送付、予備審査)

○大麦及びびだか麦の生産及び政府買入れに關する特別措置法案(内閣送付、予備審査)

○大豆なたね交付金暫定措置法案(内閣送付、予備審査)

○理事(櫻井志郎君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたしま

す。本日、高田なほ子君が辞任、その補欠として亀田得治君が選任せられました。

○理事(櫻井志郎君) この際、理事の補欠互選についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い、理事が欠けておりますので、その補欠互選は、成規の手続を省略して、便宜私から指名することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(櫻井志郎君) 御異議ないと認めます。よって、理事に亀田得治君を指名いたします。

○理事(櫻井志郎君)家畜商法の一部を改正する法律案(閣法第二四号、衆議院送付)を議題とします。

本案は、昨十九日その質疑は終局されております。それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

別にお意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(櫻井志郎君) 御異議ないと認めます。

これより採決に入ります。

家畜商法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○理事(櫻井志郎君) 全会一致でございます。よって本案は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書、その他自後の手続につきましては、慣例によりこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(櫻井志郎君) 御異議ないと認めます。よって、さよう決定いたします。

○理事(櫻井志郎君) 家畜改良増殖法の一部を改正する法律案(閣法第二五

号、衆議院送付)を議題といたします。

本案に対する質疑を行ないます。御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○清澤俊英君 大体昨日北村君がだいぶ詳しく質問いたしておりますので、ときによりますと重複するようなところがあるかもしれませんが、一応お伺いしておきたいと思われる点を四、五お伺いしてみたいと思います。

まず第一にお伺いしたいことは、「家畜の改良増殖を一段と計画的かつ効率的に実施して」という補足説明の条項があります。これには総合的にかつ体系的に促進すること」と、こうなっております。総合的ということになりますと、価格、飼料市場、自給、加工、輸入その他いろいろの問題が関連して参ると思うのであります。が、ここいらについて現在畜産局としては構想がまとまっておるのかどうか。いろいろきのうはまあこれを個々の立場で北村君はいろいろ質問しておたようであります。

○政府委員(森茂雄君) 家畜の改良増殖につきましては国で目標を内定いたしまして、各都道府県に改良増殖目標を立てる、本法に言います改良増殖目標は、長い見通しによる改良増殖目標でございますが、私もこれから行政措置をやっていく場合におきましては、できるだけ計画的にやっていくことが必要だと存するわけであります。特に現在におきましては、配給機構、

それからまた御協賛を今後お願いする予定になっております畜産物価格安定法もございするが、現在では畜産物について価格支持をやっておる制度が全然ないわけであります。したがって、今後特に増加すると考えられます乳用牛に關係します乳製品、生乳、それから食肉に特に増加を予定される豚、それから今後これはなお急速に伸びるであろう鶏卵などにつきましては、都道府県等の会合も持ちまして、年度の当初にどの程度計画出荷さるべきかということも十分見通し的に立てていきましても、いろいろ価格支持をやりますとも、現在の畜界におきましては、共同販売、共同出荷という生産者の体制が至って脆弱でございす。そういう意味におきまして、十分現実に見通しを立てる。一方お触れになりました濃厚飼料の問題でございしますが、現在では全購連あるいは全飼料工場による保稅工場あるいは全飼料工場協連会、それぞれ一応は全国的な組織があるのでございすが、これが生産者と全部系列的に有機的に結びついておらない状況でございすので、大体各県のえさの所要量と、この団体活動による、現在一例をあげますれば、配合飼料を作るにいたしましても、一定の各団体による比率がございしますが、それらが家畜増殖の目標とマッチして流れていかなければならぬ状況でございすので、えさの配給機構にいたしましても、一部系統立っておりすが、全般的に見て、商人系

統、生産者団体系統、いろいろ各種複雑な関係になっておりますので、それら等の活動も、その家畜増殖関係と見計らって調整していかねければならぬ、こういうむずかしい問題があるわけでございます。そういう意味におきまして、實際上のえさと家畜増殖関係、あるいは今後大いに展開されなければならぬ自給飼料等の問題につきまして、本法が施行の暁には、十分計画的に、年度ごとによつていこう、一気になかなかマツチするわけにはいきませんが、配給機構がいろいろありますので、非常に困難なことではあるうと思ひますが、生産者団体の共販体制を促進すると併行して、配給関係につきましても系統的に系列化されるというところで、できるだけこの家畜改良増殖目標にマツチした製品関係の、あるいはえさ関係の調整をやつていきたいと存するわけでありま。

○清澤俊英君 それはそれに違ひないでしょう、そう書いてあるのだから。私のお伺ひしているのは、そういうことについて何かできてゐるのか、できておらぬのかと、こういう質問をしたのです。これはあなたがこれからだと言われる。ですから、そういう総合的なものを考える、こういうお答えなんです。それでいいですか。

○政府委員(森茂雄君) それでは今までどうかということになりますと、製品関係あるいは家畜の増殖関係等について、いわゆる計画的な目標というものを、何といひますか、行政組織的に立てておらない状況でございますので、法でこういうふうな長期見通し等を宣言するということになりますれば、その間における、少なくとも年度

的には、都道府県におきましても、改良増殖計画が年度を積み上げての長期の見通しということでありまので、年度ごとにまたそれを調整されなければならぬ。実際の行政措置として考えられますけれども、そういうようなことで計画的に、特に本法が通過した暁には、政府といたしまして、国としての目標、それから都道府県としての増殖計画等が宣言される以上は、われわれ行政官庁としてもその線に沿つてできるだけ明確に、具体的に処理していこう、こういうことであるという目下計数的に検討しておるわけでありま。

○清澤俊英君 それでは、そういう計画的にこれからの改善目標を定めてやつていくのだ、こういうお話になります。その計画は、大体国が定めた計画の基準を考へて、都道府県がこれをする、こういうような形になっていまして、計画を定めると、それをまた助成していくと、こういう形に大体なつてゐるようであります。そこでお伺ひしますのは、そういう計画で一番重要なのは、価格安定法を作つてみましても、何をやつてみても、需給関係が非常に私は比重を持つてゐると思ふ。そうした場合に、国と県における需給関係の調節は、これはどういう工合におやりになる考えか。

○政府委員(森茂雄君) 国で一応過去の消費増加傾向と、将来における消費増加傾向等の需給を想定しますと同時に、現在における飼養頭数等をも考へまして、製品とそれからその製品ができる、今回ここにいう家畜等につきまして需給見通しを立てまして、県とも相談して、できるだけ需要とマツチ

した供給が行なわれるように努力しなければならぬと存するわけでありま。特に最近顕著な現象といたしまして、豚の飼育が非常に、何といひますか非計画的といひますか、必然的情勢といたしまして非常に増加したような傾向でございますので、お話の通り価格支持をやりますと、一方においてえらい損をする、結果は下値にいくというふうなことで、高い豚を買つて安いう豚を売るといふような傾向が今日においてははげしい見られる。えらい損害を生産者にかけておるものですか、そういう点に十分注意をして、指導的に各県がどの程度生産されれば被害が、被害といひますか、上下の変動がないといふようなこと、これは、現在の経済機構として非常にむずかしい問題でございますが、やはり目安をできるだけ立てていくことが親切な行政ではないかと思ひます。したがいましめて、この増殖計画が立てられ、実施にあたりましては、常に現象を反省しつつ、だんだんと生産と需要とがマツチすべく、だんだんと生産者団体その他の協力を得て処理していかねればならぬものと考へております。

○清澤俊英君 総合的に一つの改良計画をやつていくと、こういう場合に、価格の問題が非常に重点を私は持つと思ふのです。これはあなたのほうでも考へておられる。そこで、価格の問題がそういう形になつてきた場合に、国がどこまでその調整にあたるかという点、こういうことなんです、調整に。結局すれば、計画生産をどうやるか、こういうことなんです。言いかえれば。

○政府委員(森茂雄君) 特に重要なこ

とは、われわれ農林行政は、特に府県行政それから生産者団体の活動等によつております。したがいまして、われわれは全国的な各地の状況につきまして、過去を振り返つて十分な統計と将来に対する見通し、たとえば一例を申し上げますれば、現在短期の農業観測を統計調査部でやっておりますが、いろいろな資料等も収集しまして、年度初めにはおおよその期待されるべき生産量を想定いたしまして、各県では全国でどのくらいの増産体制あるいは生産体制にあるかということ、各県別に県側にはわからないわけですが、特に市町村に行きますと、なおわからないわけでありま。そういう意味において、生産者団体の活動等とも相俟つて目標は定めていくことに、各都道府県の御協力を仰ぎますが、計画的にこれがびたりと――需要の見通し等の関係でございまして、非常に現在の機構なり経済関係といつて見ましては、むずかしい問題でございますけれども、われわれとしては、価格政策だけでは、やはり特に短期の養鶏関係の鶏卵、それから豚等につきましては、非常に振れが過去において多いわけでございますので、価格支持政策だけではなかなかうまくいかない。そういう意味におきまして、計画的生産をどうやるかということにつきまして

は、大よその目標を十分各府県の府県庁、指導機関、それから生産者団体等に知らしていくといふようなことで、完璧になかなかそれはできないこととてございまして、けれども、そういうような方法で努力していきたいと存するわけでありま。

○清澤俊英君 そちらが非常に私はむ

ずかしうあり、かつ問題になる点だつたと思ふのです。私はそう思うのです。ということは、しばしば言われることであるが、河野さんなどは一番言われる点なんだ。自由党としては、自由主義の経済体制を堅持している限りにおいては統制といふものはやらないのだ、こう言つていられるのだ。それが中心でやられますと、いろいろここには計画的な何かとかいふようなことを、非常にわかつたような文字を使われましても、それは皆破れるのじやないかと思ふ、私は。そう、思うようにいかないのじやないか。それらの取り合わせをどう考へておられるのか。これはあなたにだけ聞くのは無理だと思ひますけれども、大体農業基本法を審議する過程においては、周東さんの考へ方と河野さんの考へ方は、ちよつと違つてゐるところがあるのです、言われてゐることには。私はそう考へておる。周東さんは、三条、四条か五条か、基本法のこの八条ですか、国はいろいろのこういうものを発表しなければならぬといふようなことをいいます。その発表に対しては計画的な一つの指導体制を発表なさるか、そういうことはしないのだ、自由経済においてそういう統制的なことはやらないのだとはつきり言つておられる。したがって、農林省の出す、国が出すいろいろの発表は、一つの参考資料であり、こういうふうな傾向になつてゐるからといふことを知らせるので、それをとつて行なうものは、創意と工夫による農民がやるのだ、こういうふうな説明しておられるのです。ところがこの説明を聞いておりましたらあなたの方の説明を聞いておりましたら

と、そういうものと非常にかけ離れたような、ある程度まで国が計画をして、それに従うように一つの指導体制をとる、こういうふうな形が見えるのですね、それがどうも私にはすっきりしない、こういうことになる。どうしてもすっきりしない。

○政府委員(森茂雄君) 私どももいたしましては畜産局長といましては、農林省に入つて以来、やはり生産農民が共販体制をとるということが、一番生産者の分け合いを充実し得るといふようなことで、一応合意言葉になつておるわけでありませう。われわれとしては、やはり生産者の農業協同組合その他団体等が、全部が自覚して自主的にそれぞれやっていかなければ、隣の県がある程度の目標を立てて、隣も、また隣の県がよけい作り過ぎてしまつたならば、やはり価格政策だけではなかなか耐え得ないというようなことで、十分団体の団体活動が共販化され計画出荷されるように常に望んでおるわけでありませう。いろいろそういうことで指導的な打合せとかいうようなことも一部食肉等についてはやっておりますが、現在では十分なそういう打ち合わせが行なわれておらぬという関係がございますので、少なくとも見通し的には一応目標もつけてましてやうていくことが行政処理として適當である、こういうふうな考へておるわけでありませう。したがって、計画的に申上げておられますが、できるだけ見通しを過去の資料、将来の需要見通し等を考へまして、十分徹底していつて、生産者団体等に御納得のいくような、お互いに見通しを相談してやうて

いつて、そして価格のえらい上下のないように努める、こういうことでございませう。現在の配給機構、経済関係等におきましては、できるだけやりましても、なかなかそう全然間違ひなくやれるというところには参らぬと思ひますが、できるだけそういうことで生産者の所得が十分変動なく与えられるように、確保されるようにということに努力したいと思つておるわけでありませう。

○清澤俊英君 努力はわかりませうがね。そこで、計画的に、総合的に一つの計画を立てられるというとき、まず第一に私は問題になるのは、国の全体の需給関係が生まれると思ひますが、これを都道府県が計画を立てる。これは成長産業と言はれるものでありますから、相當な熱意を持つて私は都道府県も計画を立ててくるだろうと思ひます。そうした場合に、国の総計画量と各都道府県量がばらばらに立てた計画量との調整等はどうかするの。○政府委員(森茂雄君) それぞれ県といたしましては、生産体制等も整へてのむしろ増産の要望があると思ひます。われわれといたしましては、全体総合的な需要関係等も見まして、ここいら辺が国としては、その県についてはこの程度が全体のバランスからいっても、あるいは生産奨励関係からいっても適當ではないかというアドヴァイスはいたしまして、各県においてもそれぞれ他県がどの程度の計画であるという全国的な各都道府県別の計画目標等も十分納得させて、そして生産時期において予期した所得、製品になった所得が、十分——えらい下落をするというところのないように、できるだけ歩み

寄つての総合的な関係を調整していきたい。われわれの気持としてそう思つておるわけでありませう。

○清澤俊英君 それは非常にけっこうでございますが、かりにあなたのお氣持に、まあ合うようにひとつ進んでいくとしまして、最近、これはたびたび問題にしておりますが、行なわれておるようないわゆる大企業の出産です。この法案の審議とは別に、一ぺんどのくらいの数があるのか。どれくらい資本で、資本家の大体の傾向でいいますと、丸紅とか伊藤忠とか三井物産であるとかいうような、数でよろしいのですが、そういう大企業が非常に勢いで輸入飼料を持ち、濃厚飼料の輸入等を持ち、あるいは骨粉の輸入等の権限も持つておるものが、非常にこれは強力な資本を持ち、そういうものも持つておるのです。こういうものが出てくる。これに対してこの間も河野さんにお伺ひしている周東さんはけっこうなことじゃないか、そういうものが出てくるのはけっこうなことではないか、こういう御意見であつたが、河野さんはけっこうなことは仰せられませんでしたが、できるならば、農協等をしてそれらの事業を行なせたいのだ、だが、そういうものが出てくるのも、時代の推移で悪いことではないのじゃないか、こういうお話であつたと思ひます。今あなたが言われるような構想で、かりに農林省が農業経営だけを中心にして農協の育成等も考へつつ、今いろいろの計画を立てていかれても、これは農業団体じゃないのだ、全くの利益団体なんだ。こういうものと調整はどう考へておられるのか。これはあなたに聞くのはちよつと無理だ

と思ひますけれども、これは非常に私は農民の関心も高まり、これからの畜産行政上重大な問題ははらんでおるのじゃないかと思ひます。

○政府委員(森茂雄君) 非常にむずかしい問題でございますが、また先生方にいろいろのお知恵を伺わなければならぬ問題だと思ひますけれども、特に土地をあまり使わないでいい産業、例示して言いますと、養鶏とか養豚などにちよくよく進出する傾向がありませう。この問題につきましては、私どもの氣持としては、やはりそこいら一帯の地元関係との販売それから生産協力等につきまして、十分話し合いがつかれていくことを希望しておるわけでありませう。

○清澤俊英君 希望はじやだめだ。○政府委員(森茂雄君) それからそういう非常に工場的に、ファクトリー的に生産される関係につきましては、いろいろ周囲の農業団体と十分協力していきける道があると思ひますけれども、私どもとしてこれを積極的に進めていくという考へは私個人としては持つておりませんで、省の今後の方針につきましては、清澤さんのおっしゃつたとおり、なかなかむずかしい問題でございますので、十分いろいろの御意見も伺つて処理して参りたいと思ひます。

○清澤俊英君 これは非常に重要問題で、軽々に取り上げべき問題じゃないと思ひます。それが今、相當数出ているんでしよう、相當数そういう態勢ができて上がつてゐる。まさかそれをとめるわけにもいきませうが、實際問題として、価格などのくずれてくることやいろんなことは、その点で非常

に私はくずれ方なども見えるじゃないかと思つておりますがね。そういうものを解決しないで、幾らいろんなことを考へてみても、なかなかうまくいひないのじゃないかと思ひます。これは必ずしもうけがあるから、成長産業としてそういう資本家が乗り出してくるのだ。もうけがなければ、そんなものも乗り出してきませんよ。もうけがあるから乗り出してくる。こういう形について、これはよほどしつかりした——しつかりしたということじゃないけれども、まあ考へ方を強く局長あたり出していただくかなくては、こんな計画を幾らしてみたつて、これはほんとうの大事のところについてみんなくずれてしまふのじゃないかと思ひます。そういうこと考へられませんか。大へんな問題です、ほかの産業でそれを見ますと。

○政府委員(森茂雄君) 私どももいたしましては、従来、今まで県で言へば経済連等で十分話し合ひのついた上で、たとえばブローラーの関係あるいは養豚等の関係について話し合ひのつかぬ場合には、農地の転用を認めないというふうな処理で十分生産者団体と話し合ひができて、納得した上において処理して参つておりますが、現在でもそういうことで十分生産者団体と話し合つて、そして円満に相提携して事業をやつていけるという場合についてのみ適當でないかと考へております。

○清澤俊英君 それは議論はなかなかつきませうから、この問題はこれでやめますが、その次に、これも北村さん

のときちよつとお話があったかと思
います。経営改善の目標、経営改善
といひましても、いろいろ今のよう
な形が出ています。副業にこれ
を奨励するとか、あるいは専業飼育
を、これから経営改善として奨励し
ていくとか、あるいは農村の協業体を進
めていくとかというふうな、いろいろ
の経営改善の目標というものがそこ
に出てくると思いますが、みんなこれ
もこれもというところは、ほんとうの強
な態勢を整えていく上においては私
はちよつと無理というより、あまり難
じやないか、こう考えておる。そ
で、経営改善の目標を今申しましたよ
うなものを中心にして、ほかにまだあ
るかもしれません、その目標があり
ましたならば、ひとつ聞かして下さ
い。

○政府委員(森茂雄君) ただいまお話
の自給飼料等と結びつけた、あるいは
耕地面積と労働力等を結びつけた類
型的なもので、そうして、それが各
種の実例からいって非常に所得が十
分上がっていくという経営的な面のほ
かに、技術的な面といひましては、た
とえば現在では泌乳能力、たとえば
ホルスタインに例をとりますと、現在
乳脂率が三・三%でございまして、
乳牛等では三・五%に引き上げて、
肉能力は、現在成牛では五五%の歩
まりであります。いろいろ品種改
良いたしまして六〇%に引き上げてい
くとか、いろいろ技術的な改良、家畜
の改良目標を指導していきたい。一方
において、経営的な面と、それから家
畜の経済的な生産力についても改良目
標を立ててやっていきたいと存じてお

ります。

○清澤俊英君 その目標の経営のあり
方は、大体どういふものを一番主にし
て考えておられますか。家畜自身を改
良して副業的に経営改善をやることに
重点をおいて考えてやってくるのか、
あるいは私のお伺いしておるの、そ
れと同時に協業の形で経営していく、
こういう形を考えておられるのか、あ
るいはむしろ数少ないやり方は利益
にならぬから、できるだけ畜産を専業
化するような形で改良と経営とをあわ
せて進めていくとか、こういうような
問題ですが、それを私はお伺いして
おるのです。どういふ形で大体一番考
えておられるのか。

○政府委員(森茂雄君) ただいままで
の実例といひましては、やはり飼養
頭数が少ない場合は非常に生産費がか
かる、裏で言いますと、手取りが少
ない、こういう状況であります。もち
ろん多頭飼育が適当だとは思いますが
れども、労働力とか、それから耕地面
積の耕種状況等とかみ合せていき
ますれば、中心になるべき飼育関係を
主畜経営としてやって、周囲の副業者
が自給飼料等を供給する方法とか、そ
れから副業化といひますが、非常に面
積の少ない方が作業を分担いたしま
して協業をしていくというふうなこ
と、農林省におきまして、あるいは
農協中央会におきまして、いろいろ
経営形態についてどういふ場合が一
番、それぞれの場合によって違つて
きますので、どういふコンビネーショ
ンが一番いいかというところを実例に
のつとめて検討いたしております。い
ずれにいたしましても、乳牛等につ
きましては、たとえば市乳地帯における

酪農経営と、それから原料乳地帯にお
ける酪農経営と違う関係もございま
すので、少なくとも多頭飼育がいいと
いうことはわかつておりました。も、
労働力その他飼料関係においてまたう
まいかなんか場合がございまして、主
力といひましては、主畜経営でやっ
ていくという類型的なものも編み出
すと同時に、副業的な場合において
は、こういう方法で協業して、一番所
得なり能力がいいんだということをわ
れわれとしては十分研究して、押しつ
けがましく確信のないことをやります
と問題でございまして、十分検討い
たしまして指導して参りたいと存する
わけでありませう。

○清澤俊英君 これから大体の目標を
定めようといふことは、これからそう
いう考え方でございしたものをい
ていこうと、こういうお考えですね。
それでもけっこうだろうと思つて

○政府委員(森茂雄君) 実は多頭飼
育と申しまして、実際にいろいろ地方
で実につけておるわけです。われわれ
といたしましては、検討いたして参
りたいと存じます。来年度の予算等に
おきまして、振興局におきまして
は、モデル地域といひますが、そうい
うような、本年度から全国九十二地区
いろいろのケースを計画し、実施して
参りたい。特にそういう場合において
は、特別の助成をやつていきたい。こ
ういふことで、今こゝでこういう方法
がいいという結論が出たというものは
遺憾ながらございせん。

○清澤俊英君 それはきのう北村君が
だいたひ詳細にお伺いいたしました

豚、乳牛が十七頭くらいが一番いいと
か何とか言つてもやれるものではない
という議論がありましたから、それは
わかつておりましたが、何かあれに對
する調査が何かして確信があらかどう
か、こう思つて私はお伺いしたので
すが、これから研究しようというな
ら——まあ、それがほんとうだろうと
思いますが、まあその点はそれでやめ
ておきますが、そこで先ほど総合計画
の中における飼料の問題をお伺いた
しましたが、濃厚飼料のこととは非常
にいろいろ御説明がありました、粗飼
料に對しては何なら御見解はきよう
なかつた。これはしばしば問題にな
つて、ずいぶん牧草地の開発とか、助成
とかいふことはほとんど始終言われ
ておるのですが、そういう問題に對
して、特別な一つの御考慮があるのか。
それといふ一つは、これからの非常
に地理の悪い山間地等におきまして
は、放牧といふようなことがだんだん考
えられようと思つて。ところが一口に言
うて放牧がいいんだが、これは非常に
一つの効果があると、こゝろ言ひまし
て、今の農地法である限りにおいて
は、私はなかなかむずかしいのじやな
いかと思つたのです。ただ国有林だけ
放牧をやつたらいいのじやないかと
いふてもこれはまた別のあな方構想
を持たなければ別な別な方構想が、そ
うじやなかつた場合にはちよつと無理
なものができるのじやないかと思ひま
す。そこで、そういう傾向に對する放
牧地と農地との関係ですね、一体どう
調節しようと思つておられるのか。こ
れは前の、ここにもおられますが、安
田さんの一昨年の三十四年ですが、三
十五年の予算には、農地の実益調査費

といふものを七十万円か組んでおられ
たことがある。私は、おそらくそれはそ
うした農地のいろいろな所有権関係に
おけるめんどうな状態を調査する費用
だと、こゝろ解釈しておつたが、安田さん
もそういうふうな考えでいられたとい
う御答弁があつたのです。実際私は畜
産を本腰にやるとするならば、これが
一番重要なことか、こゝろ思つたので
す。ただ畜産、これはまあ酪農にいた
しまして、食肉問題にいたしまして
も、おのおの労働力、生産をする場所
等によりまして、あなた方が指摘され
ておりますとおり、飼育してあります
やり方が違ふのじやないかと思つ。子
牛をとるとか、あるいは牛を買つて来
て成牛化するとか、相当やはり分業的
にある程度までやるのが正しいとい
うと思ひます。そういう形にも逐次な
つていこうと思つておるのですが、どう
いふに、なかなかむずかしい問題で
す。解決する努力をお持ちになるのか。
○政府委員(森茂雄君) 先生方の御
励にもより、また前局長においても、
草地制度を改良する協議会を設けま
していろいろ検討して参つておるわけ
であります。御指摘のとおり、牧野とい
ひますか、林牧地といひますが、特に
見るべき施設がないわけではござい
ません。一部、野草地帯におきまして
〔理事櫻井志郎君退席、委員長着
席〕

改良牧野制度をやつておりますけれど
も、これは放牧の家畜の柵を設けまし
て飼育に便利な囲みをつけ、一部少し
種をまく程度でございまして、見るべ
き効果はない現状でございまして、で
われわれといひましては、特にまた

そういう市町村管あるいは部落関係の入会関係等の権利の複雑な関係がまた一つ非常な障害になっているわけであります。これはあるいは物権的に言つて法律でこれを整備化するということとは、ある面では憲法的にもなかなかむずかしい問題だとは思いますが、地元の部落民の合意によりまして、こういう関係が整備されて行きますれば、これに開発する補助金をつけたりいろいろの開発ができて行くと思ひます。そういう入会権的な関係あるいは現在までのそういう関係の牧草育成といひますか、そういう関係において研究が非常にできていないということでございます。一方において牧野法を改正したかどうかということもございまして、部内的には一案を研究いたしておられます。先生方の御激励も受けて、そういう関係を解決して行くことが、今後ある種の家畜については非常に適切じゃないかと私は考えております。○清澤俊英君 これは私はいづれ農協法並びに農地法の改正の際に、もっと詳しくいろいろお伺いしたいと思ひますけれども、問題はこういうところにあったんじゃないかと思ひますが、お聞かせ願ひたいと思ひます。今まで放牧等を考えていた際に、まあやたらよからうくいろいろはみんな考えた時期がある。ところが、サシバエ—アブと言ひますが、あんたの方のほうどう言ひますか、山に行くとかサシバエというのがある。これが非常な障害をなして飼えないのですよ。放牧してみても、これがもうまっ黒につくのですから、すぐやられてしまうのです。最近はそのようなものも何かお伺ひしますと、農薬というのですか、何

と云うていいの、とにかくいろいろ研究せられて、非常に最近ではそれらのものが簡単に片づけられるようになった。こういうお話も聞いているのです。もうサシバエの生まれてくる場所は限定せられた場所だから、これを絶滅するにはもう問題がないとか、あるいは放牧してある牛ならば、牛に何か塗料を塗りますれば、それが寄つてこない、こういうようないろいろの薬学的な研究が済んでおる、そういう話を聞くのですが、そうしたならばもうこういうものが発達するようにしたら、私は畜産飼育上面的なものが出るのじゃないかと思ひます。御承知のとおり、佐渡のどんでん山とか金北山などは、レーダー基地などのために今まで三千も五千も飼つておつたやつが最近においては三分の一くらいに減つてしまつた。ダニをつけたままに減つてしまつた。ああいうやり方をするのは、やはり相当数の産地としてあれはみんな牛で出すでしょう、二年牛くらいで出すでしょう、そういうようなものがどんどん出てくるということをお考えます際に、十分私は考えていただきたいと思ひます。私はこう思ひます。そういう点において何か計画的なお考えがあるのかどうか。○政府委員(森茂雄君) 私どものほうの技術者のお話では、ダニは征伐できる薬ができたが、からだに塗るか、それからおそろく、サシバエというアブの一種、そういうものは小地域にはDDTでできますけれども、全般的に動物が放牧されて、十分これを経済的に駆除できるといふ事はまだないと思ひます。○清澤俊英君 今はどうなんですか。

だめだというのですか、なかなか効果がない、こういう……。○政府委員(森茂雄君) 可能ではあると存じますが、経済的に現在今これをすぐ普及してというものはございませんで、技術関係のお話では十分検討していきたいということでありませう。○清澤俊英君 私が伺ひしたときは非常に自信を持ていられたがな。それは心配なんて要りません、もう最近はそのものに心配することは一つもないのだと、こういうお話だつた。からだへ何か薬を塗るといふこと、サシバエの卵を生む時期はきまつておるといふこと、生む場所の谷川の水の草が谷川の水にひたひたとつくようなものにずっとやっていくというのです。だから今の農家のできない、その産卵時期において、その谷川をずっと一本やつてしまえば絶滅する、だからそんなことは清澤さん一つも心配は要らない、こういう御説明であつたと思ひます。それじゃ今までのお話を聞いて、こういう話だからもう牧畜をやつたらいいじゃないか、放牧をやつたらいいじゃないかと言つていたわしらは全く迷惑するな、今のような御答弁が實際だとすると。○政府委員(森茂雄君) 今の溪谷等を中心にして発生する害虫の問題でございしますが、技術的には先生のおっしゃる通り、殺せてきれいにできるそうでございますけれども、やはりある程度補助をいたしまして、経済的な関係がございしますので、できるだけそういう点を補助の対象にして、そうして牧草の育成と同時に補助の対象に努力していきたいと存じます。○清澤俊英君 私は補助の対象など

いうようなことではなく、ほんとうにそういう放牧等の方法でやることを將來の畜産のために……、あなた方輸出まで考へているというそういうお話なんだ、河野さんのお話もそうなんだ、あなた方もそのくらしいの氣組みなんだ。また私も外国に行つた友人等と話聞けば、日本の方ほどうまいものはないのだ、だからやり力によつてはそれほどうまい牛ならば輸出もできるのではないか。このくらしい野心を持つのです。そうした場合に輸出もできる、安い大量のものを分業的に作り出すとすれば、何も毎年そういうことをやらんでいいのです。それでしょ。DDTまき出してから田舎へ行つてハエや蚊はいなくなつてゐる、イナゴがいなくなつてゐる。二年や三年やつたらそれは絶滅されるのではないかと、思ひ切つてやつたら、それぐらしいの腹がまえでやらなければならぬ。いいということになればやらんければならぬものではないかと私は思ひます。だから結局すれば、腹がまえで、このくらしいものを持つてゐるんだらう、こんなことも考えられるのです。もしそれがいいと思ひますれば、このまゝいけますれば山間部などは今大体少しのきいたところはみんな払い下げを受けて観光地帯で買つてゐますよ、ちつといいところは。そういうものにやるより国が思ひ切つた金をかけて、こういうやり方がいゝというやうなひとつ徹底的な考えを持つのがほんとうじゃないかと思ひます。森さんひとつそれはある程度やっぱり畜産局長として乗り出される限りにおいては、一つの大きな理想に輝いてふんばつてもいいかと思ひます。私はそうじゃないか

と思ひます。安田さんがとにかくそういう点と農地の利用について七十三億だかの予算をとつて研究しておられる。これはまあ土地の問題が非常に問題になるのだから、実用の問題を研究するのだといつてとられたのですが、そのあとはどうなつたかわかりませうけれども、一年農水をやめておられますからわかりませうのですが、まあそれくらいのこと考えをしてみたきたい。この問題はまあやつても始まりませうから、なかなかけりがつきませうと思ひますので、それくらいにしておきたいと思ひます。それから今度授精の問題ですが、これはごく簡単ですが、この表を見ますと授精費というのは非常にたくさんありますが、人工授精費というのが一件当たり約五十ぐらゐになるのじゃないかと思ひます。四十五、六から五十ぐらゐになつてゐると思ひますので、大体授精をやる場合には授精所というのがあるのです。ここに表を見ますと授精所で授精するのが、これだけの一万何千からおるのでございしますから、こういう人たちが各家庭にいまして家畜を飼つてゐる。家庭へ持つていって、運んでそこで授精してくれるのか、これは両方やろうとせられるのかどうか。○政府委員(森茂雄君) 各農家の庭先を回つてゐる例が非常に多いと思ひます。○清澤俊英君 そうしますと、これには相当補助もつくんだらうと思ひますが、場所によりまして、やはり距離の関係上、価格が違ひのじゃないかと思ひますが、授精料が、非常にへんぴなところへ行くのと、便利などところ

ではだいたい違ふのじゃないか。そういう授精料の問題は均一に考えておられるのかどうか。実際違ふのですよ、それは。経費は実際違ふのです。

○政府委員(森茂雄君) お話のとおり均一ではございません。

○清澤俊英君 均一でないとして、その価格を正当なものとして、何か公定表のようなものがあつてきめていただけのの。相対で幾らということにできめるのか。

○政府委員(森茂雄君) 協定的な値段があるわけでございます。協定価格というものがあつてございます。

○清澤俊英君 そうすると、区域を定めまして、そうしてここからこういう区域は大体これぐらいの経費、それから、これからこの区域はこれぐらいの経費、こういうふうに——一応協定はだれがやるのです。

○政府委員(森茂雄君) 大抵現在協定してありますのは、果単位ごとであります。

○清澤俊英君 そうしてそれは果単位で協定もいすけれども、高いものを使うのはどうかといったら、一番零細農の、弱いものの方が高くなるという勘定ですね。これは一つ補助金でも出して均一価格にできないのですか。弱いもののいるところは高くなって、町場で、売るにも楽なら買うにも楽だ——東京あたりでかりに生乳を販売しますといつても、北海道の倍、そういうところは授精するにも値段が安い。電車でも何でも、二十五円だか出せば飛んでいける。こういうようなやり方。どうもせつかくの改良助成法だといつておるのに、助成にあまりならぬのじゃないかと思うのですが、そういう

点はひとつ考えていただけませんか。○政府委員(森茂雄君) 非常におそろく距離によつてでこぼが出ておると思いますが、非常に不利な関係につきましては、私も御注意によりまして十分検討させて、非常に不公平のないようにいたしたいと存じます。

○清澤俊英君 これはひとつ委員長にもお願いしますがね、決議にひとつ考案しておいて下さい。そして御相談願いたいと思う。

それから、まあ大体登録等を、優良牛の登録等をおやりにするときの考え方ですね。というのは、これはちよつと意地の悪いような、妙な言い方になるかもしれないけど、集約酪農地帯を作るときはジャージーが一番いいのだ、こういうので、ジャージーで作るということを考えておつたようだから、大体集約酪農地帯五千頭を目標に作るとこういうことで、非常にいいものだ、優良だ。ところが、いろいろ国情に照らしてやってみたところが、いろいろの問題でよくない。現在ような六千何百頭ですね。こういうような状態なんです。非常に優良だから知らぬけれども、日本にはあまり向かなかつた。こういうことが考えられるのだ、そこで優良登録等をなさるときの優良なるものは、目標をどこに——ただ、農林省が、これは優良だ、どこではどうなつていっているかということも言うても、なかなか日本の場合、優良でない場合もありますので、そういう点をお選びになるとき、どういう御考慮のもとにお選びになるのか。

○政府委員(森茂雄君) もちろんそれを飼育する経費と、それから生ずる製品の量、質という問題になります。で、改良目標におきましては、乳量、それから乳量のなま乳の中に含んだ乳脂率、それから無脂固形分、初産、初めてお産する月齢などを中心としたしまして、できるだけ経済的な効率度のある家畜を奨励していきたい。

○清澤俊英君 いや、それはもちろんそれに違ひないと思うのです。違ひないと思うんですけど、このジャージーの場合などとか、いろいろ北海道——当時は問題になったのだ。そういうものはだめなんだと、なかなか飼わない。無理だ、日本では無理だ、こういう問題が相当あつたのですよ。あつたけど、畜産局としては、これは一番丈夫で、畜産局として飼えて、その上脂肪分は非常に豊富なんだから、これからの集約酪農地帯というのはどうかというたから、原料乳を作るようなところは、これがいいのだ、こういうことで奨励なさつた、そして大体の第一回の集約酪農地区七カ所ですか、これが五千頭ぐらいいは飼うのだといつて、御選定なすつて、そしてそれを大量に輸入する計画をせられたと思うのです。なかなかうまくいかない、いろいろのことが考えられたから、うまいかかないで、現在六千頭、約十年ぐらいいは飼うのじゃないですか。だから、そればかりではない。私の言うのは、そういうものをおやりにするとき、やはり民間の、長い飼育者等の意見も十分聞いて、役所だけの考え方ではなく、優良登録等をなさるとき、まあお考えがあるのかないのかと、こういうことなんです、言いかえれば。

○政府委員(森茂雄君) お話のとおり、十分そういう点を注意してやっていきたいと思ひます。

それから、なお新しい品種を入れた場合については、これは十分その効果なり、それからあとの検定なり、いいものは、またジャージーにいたしまして、向くところには向くのでございませうので、事務的に申しますと、政府のほうでやはり少し宣伝といひますかね、普及があとトレースしていいない面があります。で、いろいろ技術者のお話を聞きますと、向くところもございませうので、十分そういう点は注意してやって参りたいと存じます。

○清澤俊英君 それから、これはもう一度私は、あなたじゃもう片がついておるのですけれどもね、ひとつ大臣によく言うてもらいたい。学校給食の牛乳の問題です。先般の御説明では、この制度は、価格の非常に下がった場合、価格調整のために作つた制度だから、まあことしのような牛乳の値段のいいときには予算はついているがやらないのだ、こういうような大蔵省の方針だといふのです。それにしてみましても、北海道の一部とか、われわれのような豪雪地帯、運搬もできない、何もできないようなところはこれはどうしてもその趣旨から言つても考えてもらわなければならない。そういうようなことでほうりつけられちゃこれはたいへんな問題だと思ひますので、大臣ともよく相談して、そしてまあできるならば、私は全体においてこれが施行せられることが正しいのじゃないかと思ひますが、ごくまあ不利な立場に立つたというのですか、まあ言い方はちよつとおかしくなりますが、大蔵省のそういう考え方があつてどうしてものだ、実際そういう現実のあると

ころには実施ができるように御努力をお願いしたい。

○政府委員(森茂雄君) 清澤先生の御趣意の点も十分拝聴いたしまして、われわれといたしましては一昨昨日二学期の分について指令を出しました。

で、お話のとおり市価安定にも資するわけではございますけれども、やはり学校給食でございませうので両面相待つていく問題だと思ひます。それから特別にお話のとおり中小企業向けが学校給食に向けているのが七、八%の実情でございませうので、その生産する乳量は生乳は特にそういう点を留意いたしまして相当調整は呈しておりますが、場所によつては飯用牛乳は一応堅調は呈しておりますもお話等もございまして十分検討いたしまして一昨々日全国に指令を出しました。

○大河原一孝君 簡単なことを一つ、昨日もお聞き申し上げておきたいと思つたのですが、ここに出ています畜産家創設の基準ですね、これを大ワクに北海道、東日本、西日本というふうに分けられ、東日本の場合は幾ら幾ら、乳牛の場合は幾ら幾ら、豚の場合は何頭と出ておりますが、この場合、前に農業基本法の中にあります、これは生産政策の面からいつても、構造政策の中からいつても関連がありますので、いわゆる全国に九十二カ所ですかの構造改善の指定地域が一応考えられているわけですが、その構造改善の指定地域というものが大ざっぱに組まれた畜産家基準に対してどの程度のウエイトで考えられているかということを一言だけひとつお聞きしたい。

○政府委員(森茂雄君) 九十二地区のモ

デル・ケース等も実際に取り上げまして、そこでは一応一試案として書いたものでございまして、もちろん九十二地区等のパイロット・プランの結果等も充実にしまして、むしろそこへ配付いたしましたのは一試案でございますので、そういうふうにご承願したいと思ひます。

○委員長(仲原善一君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(仲原善一君) 速記をつけて下さい。

○植垣一郎君 きょう北村さんがどうも納得がいかなぬということで繰り返し繰り返し質問されておられたこととありますが、僕もちょっとお尋ねしたいので、二、三分の予定で質問いたすわけであります。この増殖法の一部改正の参考資料としていただきました書類のうち、北村さんが北海道の例ですが、乳牛十四頭、馬七頭がどうということとでやましくおっしゃっておられた。私もこれについてお示しに、このきょう基準としてお示しにいたしましたこの頭数でいろいろ動物の種類がありまされども、かりに乳用牛だけで申し上げますれば、北海道十四、東日本十、西日本七つとなつております。大ざっぱに質問を簡潔にするために、これを十頭と見なすとして、この十頭が適正であるということとでいろいろ御質問になつて、現在の酪農家が全部十頭飼うようになれば相当大きな頭数になるわけでありまして、正確な数字は畜産局におありでしやうか。そのこまかい数字は申し上げませんが、大体において現在あれだろうと思ひます。八、九十万頭の乳牛、四十

二、三万戸の酪農家と、そう思うのですが、今の酪農家が十頭ずつ飼うようになれば四百四、五十万頭要るわけですが、現在の乳牛が八、九十万頭あるでしょうが、政府の予算は、計画は十年先になつて三倍というのですから、二百数十万頭になる、十年先になつて今の基準で推し進めて参りますというのと、四、五百万頭の牛が要るといふことになる。これはあれですか、この基準は一応の目安でやつたものであるけれども、頭数の関係から実際には五頭酪農家ができて、七頭酪農家ができて、十頭標準型ができるというふうになるので、それがおのおのペースにいくように指導するし、また経営は満足にやっていると、ただそれだけという考えの最高標準を示しただけと解釈してよろしいかどうか。それからこのとおり十頭立でもって数十万酪農家を作るといふことになると牛が不足しますが、その不足はとうてい国内では増産できないので輸入をするというお考えはないか、輸入をするという場合には、先ほど清潔さんの話にもありましたが、ジャージー一本調子の従来の方針でいくのか、また別の案を持つていらつしやるのかどうかといったようなことを一応聞いておきたいと思ひます。

それからえさです、自給率として六〇ないし八〇、それから市乳地帯で五〇、こう示されておられますが、こういう膨大な乳牛の頭数になるのです、この自給率で粗飼料が生産できるだけの用意ですね、もちろん今のところではそういう調査はできていないと思ひますが、これは目安としてこれだけの粗飼料は自給できるだけの基礎の改造なり、草地の開発なり米作の裏作り、何らかの方法によつてこの自給力を満たし得るのだという目安でよろしいですか、目安はついているのかどうかといったようなことを伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(森茂雄君) 昨日も北村委員からお話がありましたとおり、また今植垣先生からお話がありましたとおり、これを黙つて数字をばつと書いて非常に誤解を生んでゐる点是非常に申しわけないと思ひ存じものであります。やはり耕地面積別に私どもといたしまして一応北海道十ヘクタール、東日本二・五ヘクタール、西日本一・五ヘクタールの場合に、ある程度の自給飼料面積を持った場合の注釈などを全部削つてただ頭数を残したもので、非常に誤解を生んで申しわけないと思ひますが、これらの点につきましても、各耕地面積との関係の累計あるいは家族労働力等との関係等を整理いたします、政府、私どもといたしましては家畜改良増殖審議会の議を経て十分御納得のいくような成案を得たいと存じます。そういう意味におきまして例示的に申し上げておきますのは、従来まで無畜農家の有畜化ということだけで二、三頭飼以上のものであれば家畜導入の場合に助成しないという方針を改めて、最近便宜的に、近代化資金法案が通る前に便宜的にこれ以下のものであつても、最高としてそれまでは家畜導入についで助成するぞという指数をただそこへ載つてしまつたという点で非常に誤解を生んで申しわけないと思ひます。御指摘の問題につきましても十分検討いたしまして、御例示の自給率の問題等につきましても十分検討いたしまして、審議会の御意見等も十分

分何つて万遺憾なきを期したいと存じます。

○委員長(仲原善一君) 他に御質疑もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(仲原善一君) 御異議ないものと認めます。

それでは、これより討論に入りまして、御意見ありの方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○岡村文四郎君 私はこの法律案には大賛成でございますが、ぜひ御意見申し上げておきますことは、現在の畜産局としてのこの案は非常に無理でございまして、十分人を整えてそうして出した以上は完全にこの法律案が有効に働けるようにしてもらいたいというのを念を押してお願ひ申し上げます。

○委員長(仲原善一君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(仲原善一君) 異議ないものと認めます。

それでは、これより採決に入りまして、家畜改良増殖法の一部を改正する法律案を問題に供します。原案どおり可決することに賛成の方挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(仲原善一君) 全会一致でございます。よつて本案は、全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書その他事後の手續につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(仲原善一君) 御意見ないものと認めます。よつて、さうに決定いたしました。

○委員長(仲原善一君) 次に、畜産物の価格安定等に関する法律案(閣法第四八号)、大麦及びびばはだか麦の生産及び政府買入れに関する特別措置法案(閣法第六一號)、大豆なたね交付金暫定措置法案(閣法第六二號)、いずれも予備審査の三案を一括し議題とし、三案について提案理由の説明を求めます。

○政府委員(中野文門君) 畜産物の価格安定等に関する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

戦後わが国における畜産の発展は、まことに目ざましいものがあり、主要家畜の飼養頭数について見ましても、戦前の水準を上回り、中でも乳牛、豚、鶏卵等については、戦前の最高水準を二倍以上も上回つております。この結果、農家経済の中に占める畜産の比重は、著しく増大いたして、この傾向は、今後なお持続するものと考えられるのであります。これは申すまでもなく、国民経済の発展、国民生活の向上に伴う畜産物需要の増大を背景としたものであります。畜産がわが国農業の転換、さらには発展の中心部門として、米、麦中心のわが国農業の体質を改善し、草地開発等土地の高度利用を促進するとともに、国民に対する畜産物供給を確保する等の使命を有していることによるものと考えられます。しかしながら、今日までの畜産の

発展を顧みずと、ややもすれば生産の増加と需要の増加とが調和しない場合があり、これが流通機構の不整備と相俟って、畜産物価格の不安定を招き、畜産の健全な発展を阻害したことは、いふまでもないところであり、このような状況にかんがみ、今後畜産の一歩発展をはかりましたためには、畜産物の価格安定をはかり、生産者と消費者に安心感を与えることがきわめて重要であります。

政府といたしましては、従来とも牛乳、乳製品、食肉、鶏卵等を中心とした畜産物の流通改善に努力して参りましたが、わが国農業の転機とも申すべき時期に際し、農業生産の選択的拡大がうたわれており、新たな発展の途にない手である畜産の画期的な伸張を期するため、ここに安定措置についての効率性と可能性を考慮しつつ当面最も安定を必要とする主要な畜産物につき、従来の施策に加えてさらに歩を進めた直接的な価格の安定措置を講ずることとした次第であります。この措置の適切な運用により畜産物の価格安定をはかつて参りますことは、畜産及びその関連産業の発達によりまして、農業の発展の基盤を築くとともに食生活の充実に資するとして、国民の生活水準上昇に最も重要な条件を整備することになると考えるのであります。このような見地から、畜産物の価格安定等に関する法律案を前国会に提出したのでありますが、審議未了となりましたので、今回これと同様の趣旨のこの法律案を提出することとした次第であります。

次に本法案の主要点につきまして御説明いたします。

まず第一に、農林大臣は本法案の趣旨に従って原料乳、指定乳製品及び指定食肉につきましてその額を下回って価格が低落することを防止することを目的として安定下位価格を定めるとともに、指定乳製品及び指定食肉につきましてその額をこえて騰貴することを防止することを目的として安定上位価格を定めるといふこととしております。したがって、この上位、下位安定価格の間に畜産物の価格が安定することを期待しているわけであり、この価格の具体的な決定につきましては、関係学識経験者をもつて構成する畜産物価格審議会を新設し、農林大臣はあらかじめその意見を聞いた上、それぞれの畜産物の生産条件、需給事情その他の経済事情を考慮して定めることとしたのであります。

第二に、価格安定に関する措置についてであります。まず主として政府出資による畜産振興事業団を新たに設立することによりまして、価格が下落したときは事業団が安定下位価格で買い入れ、価格が安定上位価格をこえて騰貴する場合に売り渡すことにより指定乳製品及び指定食肉の価格の安定をはかることとしたのであります。この指定乳製品の買い入れにあたりましては、その乳業者が生乳の安定下位価格以上の乳価を支払うことを条件としており、乳業者がそれ以上の乳価を支払うことが期待できる仕組みであります。また指定食肉の買い入れにあたりましては、中央卸売市場において行なうこととしており、生産者団体が調整保管したもののについては中央卸売市場以外の場所においても買い入れることができ

ることとしております。この場合において、指定乳製品、指定食肉ともに、一定の要件のもとに生産者団体からの買い入れを優先的に行なうこととしております。次に、事業団の売り渡しににつきましては、事業団がその保管しているものを売り渡すのであります。が、その際事業団に手持ちがないというような事態につきましては、輸入した乳製品、食肉の買い入れを行ない、これを事業団が売り渡すことができることとしております。右の事業団による売買のほか、農林大臣または都道府県知事は実情に即して、生乳の安定下位価格以下の乳価を支払う乳業者に對して、乳価を少なくとも生乳の安定下位価格まで引き上げるよう勧告できることとしております。また、価格低落時におきまして生乳、肉畜及び鶏卵等の生産者団体、乳業者の自主的な計画と調整に期待いたしまして、生乳生産者団体が委託加工を含む乳製品の生産に関する計画を立てること、生乳生産者団体または乳業者が乳製品の保管または事業団その他への販売に関する計画を立てること、肉畜生産者団体が食肉の保管または事業団その他への販売に関する計画を立てること及び鶏卵等の生産者団体が鶏卵等の保管または販売に関する計画を立てることのそれぞれに計画につきまして農林大臣が認定することとしたのであります。

この農林大臣の認定があつた場合におきまして、事業団は生乳生産者団体の乳製品の委託加工をあっせんいたしますとともに、乳製品、食肉及び鶏卵等の保管経費について助成することとしたのであります。農林大臣は事業団

のあつせんにもかかわらず、正當な理由なく委託加工に応じない乳業者に對して、生乳生産者団体の申し出によつて、その委託に応ずるよう命ずることができるといたしました。以上の価格安定に関する諸措置の適切な運用によりまして価格安定の実をあげ得るものと考え次第であります。

第三に、畜産振興事業団について申し上げます。畜産振興事業団が行なう価格安定措置については、さきにその概略を申し述べたとおりであります。が、事業団はこのほか牛乳、乳製品、食肉及び鶏卵等の需要増進業務を行なうとともに、従来の酪農振興基金の債務保証業務その他一切を引き継ぐこととしたのであります。事業団設立に伴いこの酪農振興基金は解散することとしたのであります。

第四に、畜産物価格審議会の設置であります。農林省に設置いたしますこの審議会におきましては、さきに申し述べた安定価格の決定につきまして、農林大臣の諮問に応ずるほか、牛乳、乳製品、食肉及び鶏卵等の価格安定に関する重要事項につきまして調査審議いたすこととしております。もとより本法案が予定いたしましたとおり事業団の買い入れ、売渡し等の諸措置が対象といたします品目は、おのずから限定されざるを得ないのであります。牛乳、乳製品及び食肉につきましては、それぞれの内部におきましては、各品目の間において相互に密接な関連がありますので、本審議会の審議もその全般に及ぶものとした次第であります。

以上が本法案の提案理由及び主要内容であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可下下さいませうお願い申し上げます。

次に、大麦及びばか麦の生産及び政府買入れに関する特別措置法案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

最近の大麦及びばか麦の需給事情を見ますと、米穀の生産の増大と国民消費水準の上昇等によりその食糧用としての需給は逐年大幅に減少しており、今後ともさらに減少するものと見込まれます。これに對してその生産は、昨年度までは従来水準で推移しておりましたが、本年はかなりの減少が見られ、その需給は著しく均衡を失つており、そのため政府の手持在庫も増大している状況にあります。このことは、需給事情に應じて農業生産の

選択的拡大をはかるといふ今後の農業の方向から見ても放置することができないのであります。

このような大麦及び裸麦の生産及び消費の状況にかんがみ、農家もかなり転換の動きを示しておりますが、政府としても、これを助長し、必要な助成措置を講じて今後需要の増大が期待される小麦、菜種、飼料作物その他地域の特性に応じた作物への生産の転換及び飼料用等への用途の転換を積極的に推進するとともに、管理の面においても政府の買い入れについて所要の改正措置を講ずることが必要であると考えられるのであります。これがこの法案を提出しようとする理由であります。

次に、この法案のおもな内容につき、御説明申し上げます。

まず第一に、農林大臣は、毎年大麦及び裸麦の生産及び需給の事情の推移と需要の見通しを公表するとともに、これに基づいて翌年度の大麦及び裸麦の生産及び用途の転換に関する方針を定めることとしております。

第二に、都道府県知事及び市町村長はこの転換方針に即して、それぞれ都道府県及び市町村の麦作転換計画を定めることとしております。

第三に、麦作転換の円滑な実施に資するため農家に転換奨励金を交付する措置を講ずるとともに、都道府県及び市町村の麦作転換計画の作成及び実施に要する経費について、国がこれを補助することとしております。

第四に、大麦及び裸麦の政府買い入れにつきましても、市町村長が生産者別に政府買い入れ限度数量を定めることとしております。その定め方については、毎年、前年度の大麦と

たは裸麦についての政府買い入れ限度数量の範囲内で生産者は市町村長に対して申し出をし、それをもととして市町村長が定めることとしております。

この場合、市町村長が麦作転換計画、生産者の生産事情及び販売事情、他の生産者の申し出数量等を参酌して、その申し出数量が多過ぎると認められる場合に限り、農業委員会等の意見を聞いて、申し出数量より少ない数量を定めるようにいたしております。

なお、政府買い入れ限度数量の減少量を基準として転換奨励金を交付することとし、もって生産者が麦作転換計画に従って自主的に転換することを期しているものであります。

第五に、大麦及び裸麦の政府買い入れにつきましても、生産者別の政府買い入れ限度数量に相当する数量まで、その申し込みに応じて大麦及び裸麦を買い入れることとする。同時に、政府買い入れ価格はパリティ価格及び需給事情その他の経済事情を参酌して定めることとしております。これに伴いましてこの法律の施行の間は、大麦及び裸麦については、食糧管理法第四條ノ二の規定は、適用しないこととしております。

第六に、この法案による特別措置が初めて適用される昭和三十三年産の大麦及び裸麦については、その実情に即し、昭和三十三年産、昭和三十四年産及び昭和三十五年産の大麦または裸麦の政府買い入れ数量の年平均数量の範囲内で生産者の申し出数量をその生産者についての政府買い入れ限度数量として定めるとともに、この年平均数量に比べての昭和三十三年産の大麦または裸麦の政府買い入れ限度数量を基準と

して転換奨励金を交付する措置を講ずる等の規定を設けることとしております。

なお、この法案は、先般第三十八回通常国会に提案し、審議未了となりました大麦及び裸麦の生産及び政府買い入れに関する特別措置法案とその目的を同じくするものであります。昭和三十六年度産の大麦及び裸麦の生産及び用途の転換の状況、同法案に対する関係方面の御意見等を勘案いたしましたので、前国会に提案いたしました法案における生産者別の政府買い入れ数量の行政庁による割当の方法を改め、生産者の申し出をもととして、政府買い入れ限度数量を定める趣旨のものとしたのでございます。

以上がこの法案のおもな内容でございますが、慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願いいたします。

次に、大豆またね交付金暫定措置法案につきましても、その提案理由を御説明申し上げます。

大豆及び菜種につきましても、従来農産物価格安定法に基づきその価格が正常な水準から低落することを防止し、もって農業生産及び農家経済の安定に資するようにしてきたのであります。しかしながら、大豆の輸入の自由化の実施に伴いまして、国内産の大豆及び菜種の価格がかなり低落する場合が予想され、従前の農産物価格安定法による価格安定措置によつて、この大豆の輸入の自由化に伴う価格の低落を防止することは、その建前から見て適当でないと考えられるのであります。

したがって、大豆の輸入の自由化が国内産の大豆及び菜種の価格に及ぼす影響に対処して、その生産の確保と農家所得の安定をはかるためには、従前とは異なる措置を講ずることが必要となるのであります。このため、まず関税率を国際的に許容される範囲で適正に引き上げるとともに、生産改善施策を講ずることとしておりますが、これらの施策のみでは当面なお十分であり、大豆及び菜種の生産者が今後の需給、価格等の諸条件に適應することが可能となるまでは、なお相当の期間を要すると考えられるのであります。

したがって、大豆及び菜種の生産及び方法等を調整してその販売事業を行なう生産者団体等を通じ、その生産者に交付金を交付する措置を講じようとするのが、この法案の趣旨であります。

なお、この法案は、先般第三十八回通常国会に提案し、審議未了となりました大豆またね交付金暫定措置法案とその目的を同じくするものであります。その目的を同じくするものであります。その目的を同じくするものであります。

法に基づきましては、生産者別に交付金の交付対象数量を行政庁が割り当てて交付金を交付するよりも、生産者団体等の機能を活用して交付する方が實際的であり、また近く出回り期に入る本年度産の大豆につきすみやかにこの法案による交付金の交付を実施する必要がある等の理由から、前国会に提案いたしました法案における交付金の交付対象数量の行政庁による割当等の方法を改め、国内産の大豆または菜種について、販売の数量及び方法を調整してその販売事業を行なう生産者団体等を通じ生産者に交付金を交付することとするものであります。

次に、この法案の主要な内容について御説明申し上げます。

第一に、政府は農林大臣の承認を受けた調整販売計画等に従って販売事業を行なう生産者団体等に対し、交付金を交付することができることとしております。

第二に、生産者団体等が交付を受けける交付金の金額は、生産者に保証すべき価格水準として農林大臣が定める基準価格から、生産者の実際の販売価格の標準として農林大臣が定める標準販売価格を控除した金額を交付金の単価として定め、これに当該生産者団体が販売した数量を乗じて得た金額とすることとしております。その場合、その販売数量が通常の生産者販売数量等を参酌して当該生産者団体等について農林大臣の定める一定数量をこえる場合には、その農林大臣の定める一定数量につき交付金を交付することとしていたします。

第三に、政府から交付金の交付を受けようとする生産者団体等は、その販売事業に関する調整販売計画等及び交付金の交付の方法を定め、これらにつき農林大臣の承認を受けなければならないこととし、そのため必要な手続を規定してあります。

第四に、政府から交付金の交付を受けた生産者団体等は、その交付を受けた交付金をその系統を通じて生産者に交付しなければならぬこととしております。すなわち、生産者団体等は、交付を受けた交付金の金額に相当する額をその者に売り渡したまたは売り渡しの委託をした者にその売り渡しまたは売り渡しの委託を受けた数量を基準として交付しなければならぬこととして

し、以下順次同様にして大豆または菜種の売り渡しまたは売る渡し委託をした生産者にその数量を基準として交付すべき手続を規定しております。

最後に、以上により政府が生産者に交付金を交付する措置を講ずることといたしますので、大豆及び菜種については、この法律の施行の間は、農産物価格安定法は、これを適用しないこととしております。

なお、この法律の適用についてでございますが、大豆については、昭和三十六年産のものから、菜種については、昭和三十七年産のものから適用することとしております。

以上がこの法案の主要な内容でございます。慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願いする次第でございます。

○委員長(仲原重一君) 以上で三案の提案理由の説明は終わりました。三案については、本日はこの程度といたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後三時二十八分散会

十月十九日本委員会に左の案件を付託された(予備審査のための付託は九月二十五日)

- 一、農業近代化資金助成法案
- 一、農業信用基金協会法案
- 一、農林中央金庫法の一部を改正する法律案

十月十九日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、建物等任意共済事業の農協一元化に関する請願(第三二七号)(第

三五一号)(第三五二号)(第三五三号)(第三五四号)(第三五九号)(第三九七号)(第三九八号)(第四〇六号)(第四〇七号)(第四〇八号)(第四一七号)(第四二二号)(第四五四号)(第四五五号)(第四五六号)(第四五七号)

- 一、早場米売渡期限の再延長に関する請願(第三三二一号)
- 一、食糧管理制度の現状維持に関する請願(第三四〇号)(第四〇四号)(第四一八号)
- 一、農業災害補償制度改正に関する請願(第三四六号)
- 一、解放農地補償に関する請願(第三九四号)(第三九五号)(第四三〇号)(第四三一号)(第四四八号)
- 一、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部改正に関する請願(第四〇五号)
- 一、中央卸売市場法の一部を改正する法律案一部修正に関する請願(第四二二号)
- 一、農業経営相統法制定に関する請願(第四三四号)
- 一、農業災害補償法の一部を改正する法律案の早期成立に関する請願(第四四九号)

第三二七号 昭和三十六年十月六日受理

建物等任意共済事業の農協一元化に関する請願

請願者 青森市大字長島三八ノ一六 越浪清太

紹介議員 笹森 順造君

農業災害補償制度の改正は、制度協議会の答申どおり行なうことし、建物等

の任意共済は当然この制度改正と同時に農協に一元化せられたいとの請願。

第三五一号 昭和三十六年十月七日受理

建物等任意共済事業の農協一元化に関する請願(七通)

請願者 徳島県阿波郡阿波町坂本勝一外六名

紹介議員 紅露 みつ君

この請願の趣旨は、第三二七号と同じである。

第三五二号 昭和三十六年十月七日受理

建物等任意共済事業の農協一元化に関する請願

請願者 青森県五所川原市大字俵元 三上光男

紹介議員 笹森 順造君

この請願の趣旨は、第三二七号と同じである。

第三五三号 昭和三十六年十月七日受理

建物等任意共済事業の農協一元化に関する請願(五通)

請願者 長崎県佐世保市奥山町一、七三八 福田應次郎外四名

紹介議員 藤野 繁雄君

この請願の趣旨は、第三二七号と同じである。

第三五九号 昭和三十六年十月十日受理

建物等任意共済事業の農協一元化に関する請願(十二通)

請願者 鳥取県岩美郡岩美町松本修一外十一名

紹介議員 仲原 善一君

この請願の趣旨は、第三二七号と同じである。

第四〇六号 昭和三十六年十月十一日受理

建物等任意共済事業の農協一元化に関する請願(五通)

請願者 和歌山市元寺町五ノ七阪野定一外四名

紹介議員 野村吉三郎君

この請願の趣旨は、第三二七号と同じである。

第四〇七号 昭和三十六年十月十一日受理

建物等任意共済事業の農協一元化に関する請願(六通)

請願者 宮城県登米郡豊里町高橋典外五名

紹介議員 村松 久義君

この請願の趣旨は、第三二七号と同じである。

第四〇八号 昭和三十六年十月十一日受理

建物等任意共済事業の農協一元化に関する請願(四九通)

請願者 静岡県大谷二、四三二山田清太郎外四十八名

紹介議員 鈴木 万平君

この請願の趣旨は、第三二七号と同じである。

第四一七号 昭和三十六年十月十一日受理

建物等任意共済事業の農協一元化に関する請願

請願者 岐阜県恵那郡山岡町下手向一、〇〇〇 西尾 楨二外八千九百六十五名

紹介議員 田中 啓二君
この請願の趣旨は、第三二七号と同じである。

第四三二号 昭和三十六年十月十二日受理
建物等任意共済事業の農協一元化に関する請願(九通)

請願者 岐阜県関市吉野町一二
西村一良外八名

紹介議員 古池 信三君
この請願の趣旨は、第三二七号と同じである。

第四五四号 昭和三十六年十月十二日受理
建物等任意共済事業の農協一元化に関する請願

請願者 兵庫県出石郡出石町島
居六一ノ一 一宮農業協同組合長 古田源一郎

紹介議員 青田源太郎君
この請願の趣旨は、第三二七号と同じである。

第四五五号 昭和三十六年十月十二日受理
建物等任意共済事業の農協一元化に関する請願

請願者 愛知県碧海郡高岡町大字堤字前林 甲村鎮造

紹介議員 柴田 榮君
この請願の趣旨は、第三二七号と同じである。

第四五六号 昭和三十六年十月十二日受理
建物等任意共済事業の農協一元化に関する請願

する請願(三通)
請願者 奈良県高市郡明日香村 川原 岸下利一外二名
紹介議員 新谷寅三郎君
この請願の趣旨は、第三二七号と同じである。

第四五七号 昭和三十六年十月十二日受理
建物等任意共済事業の農協一元化に関する請願(二十九通)

請願者 新潟県南魚沼郡塩沢町 片桐弘喜外二十八名

紹介議員 小柳 牧衛君
この請願の趣旨は、第三二七号と同じである。

第三三一号 昭和三十六年十月六日受理
早場米売渡期限の再延長に関する請願

請願者 新潟県議会議長 佐伯 利作

紹介議員 小柳 牧衛君
昭和三十六年九月十六日新潟県を襲った第二室戸台風により、本県の穀倉地帯である中、下越地方は、かつてない損害を受けたが、なかでも早場米出荷期の農家においては、稲架樹や作業場を倒され、送電線を寸断される等、早生稲の収穫最盛期を目前にして手の施しようもない打撃をこうむつた。さいわい政府において、早場米第一期締切り期限を五日間延長して被災農家の窮状救済の措置を断行されたのであるが、送電線が九月二十九日に至つてはば復旧を完了するありさまで、早場米の売渡した状況は、災害軽微地域における前年以上の実績を加えても、九月末現在、前年の約半分にすぎないという実

情であるから、第一期締切り期限をさらに五日間再延長するとともに、第二期以降についても第一期に準じて格別の措置を講ぜられたいとの請願。

第三四〇号 昭和三十六年十月七日受理
食糧管理制度の現状維持に関する請願

請願者 熊本市南千反畑町三三 口龍徳

紹介議員 森中 守義君
第三十八回国会において、農業基本法は制定されたが、これに関連する重要法案がほとんど廃案となつたため、生産農民の多くは不案の念につつまれてゐる。このような重大なときに、農業経営の根幹をなす米穀に関する現行食糧管理制度の改革を断行する河野構想を明らかにしたことは、まったく全農民の意志を無視した暴挙であるから、今日なお広く国民経済の発展に貢献してゐる、現行食糧管理制度を堅持するとともに、河野構想を粉砕せられたいとの請願。

第四〇四号 昭和三十六年十月十一日受理
食糧管理制度の現状維持に関する請願

請願者 福島県議会議長 山口 一男

紹介議員 石原幹市郎君
現行食糧管理制度は、昭和十七年に発足以来生産、消費両面の保障を基調とし、国民生活の安定と国家経済の維持伸長に大きく寄与してきたものである。しかるに過般農林省においては、食糧管理制度に関する新構想を發表し、本制度改革の意向を明らかにした。

た。もしこれが統制の撤廃を含むものであれば、貿易自由化の進展に伴う輸入米価の影響による価格低下あるいは、災害その他による価格の変動等が予想され、農家所得の減少、消費者負担の増高等をきたすおそれがある。ことに、現行二重米価制度は、全国民を対象とする社会保障制度とも言うべきものであり、当然国家がその責任において施行すべき施策と言わなければならぬものである。これらの諸点から考察するに、現行食糧管理制度は、これを堅持し、その運用の円滑を期し、もつていつそ国民生活の安定と国家経済の伸長に資するよう配慮せられたいとの請願。

第四一八号 昭和三十六年十月十一日受理
食糧管理制度の現状維持に関する請願

請願者 熊本県議会議長 平川 千古

紹介議員 林田 正治君
この請願の趣旨は、第四〇四号と同じである。

第三四六号 昭和三十六年十月七日受理
農業災害補償制度改正に関する請願

請願者 熊本市手取本町四七熊 本県農業共済組合連合会内 田口豊晴

紹介議員 森中 守義君
今国会に提出された農業災害補償法の一部を改正する法律案の審議にあつては、(一)本法案を今国会において必ず成立せらるるとともに、昭和三十七年度の水陸稲から実施すること、(二)制度改正に伴う現職員の強制離職は絶対

にしないこと、(三)建物共済については、農家の自主選択を原則とし、農協に一元化することを再考すること、(四)家畜共済については、(イ)畜産行政の飛躍的發展に伴う緊急対策措置として、特に病傷における掛金の二分の一を国庫負担とすること、(ロ)獣医職員を全面的に確保する措置を講ずること、等の実現を期せられたいとの請願。

第三九四号 昭和三十六年十月十日受理
解放農地補償に関する請願(二通)

請願者 福島県伊達郡伊達町伏 黒字柳原八〇 穴戸藤 作外一名

紹介議員 石原幹市郎君
昭和二十一年十月二十一日公布の「自作農創設特別措置法」同二十五年七月制定の「自作農創設特別措置法及農地調整法の適用を受ける土地の譲渡に関する政令」により実施された農地改革は、耕作権尊重主義に基づく自作農創設政策という趣旨によるものであるが、改革の実態は、連合国の日本弱体化政策という至上命令によつて、本来の改革目的を極度にゆがめ、勤労善良なる旧地主階層を覆滅しようとする社会暴力革命にも等しい冷酷無情の暴政であつた。しかして、今日農業基本法の成立によつて農政は、根本的な転換期に直面してゐるのであるから、農地改革の不合理点と矛盾点を率直に直視し、占領下における農村の経済的、社会的公正を削除し、日本農村の良き伝統と合理性を調和した新農村建設のために農地補償の即時実施を図られた

いとの請願。

第三九五号 昭和三十六年十月十日
受理

解放農地補償に関する請願（百九十五通）

請願者 茨城県猿島郡総和村久能一、二〇九 鈴木親外百九十四名

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第三九四号と同じである。

第四三〇号 昭和三十六年十月十二日
受理

解放農地補償に関する請願

請願者 静岡県清水市西久保五〇一ノ一 鈴木修治

紹介議員 杉山 昌作君

この請願の趣旨は、第三九四号と同じである。

第四三一号 昭和三十六年十月十二日
受理

解放農地補償に関する請願（二百八通）

請願者 高知市梅ノ辻六九高知県農地解放者同盟会内 傍土常雄外二百十七名

紹介議員 寺尾 豊君

この請願の趣旨は、第三九四号と同じである。

第四四八号 昭和三十六年十月十二日
受理

解放農地補償に関する請願（十七通）

請願者 高知県高岡郡窪川町窪

昭和三十六年十月二十七日印刷

川五一八 市川敏英外十六名

紹介議員 塩見 俊二君

この請願の趣旨は、第三九四号と同じである。

第四〇五号 昭和三十六年十月十一日
受理

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部改正に関する請願

請願者 鹿児島県鹿児島郡西桜島村農業協同組合長 武定利

紹介議員 田中 茂穂君

鹿児島市の対岸にそびえる桜島岳は、昭和三十年十月十三日の噴火以来、今なお活動を続け、いつ終わることも予測できない状態である。このため、桜島周辺の農家は、毎年降灰による災害を受け、経済的に極度に貧困化するとともに、基幹労働力を有する者の最近の著しい離農による労働力の老令化、婦女子化等から、関係地区の農家の将来が心配される実情であるから、昭和三十年八月五日に公布された「天災融資法」を、噴火降灰による被害農林漁業者にも適用するよう、本法律を改正せられたいとの請願。

第四二二号 昭和三十六年十月十一日
受理

中央卸売市場法の一部を改正する法律案一部修正に関する請願

請願者 神戸市兵庫区中央卸売市場内兵庫果青果荷受協会内 井本伸外一名

紹介議員 中野 文門君

今回事業を予定されている中央卸売市場

場法の一部を改正する法律案は、地方市場に關してならその実効を伴わぬ周辺地市場に對する一勸告制度の差し込みをもつて終わり、地方市場の存在を全く無視しているばかりでなく、今次法改正の趣旨にも反するものと思われるから、同改正法案の審議に當つては、今度全国の流通実態をつぶさに調査の上、中央地方を通じ一貫した市場の監督指導、行政施策の実施につき検討せられたいとの請願。

において成立せられたいとの請願。

第四三四号 昭和三十六年十月十二日
受理

農業経営相統法制定に関する請願

請願者 東京都杉並区松庵北町一三〇 塩田定一

紹介議員 白井 勇君

前国会を通過した農業基本法第十六条に基づき、民法の均分相続の理想と農業自立経営の相統安定を図ることを目標とする農業経営相統法案をすみやかに制定せられたいとの請願。

第四四九号 昭和三十六年十月十二日
受理

農業災害補償法の一部を改正する法律案の早期成立に関する請願

請願者 高知県安芸市土居高知県農業共済組合連合会 会長 昌中芳雄

紹介議員 塩見 俊二君

今国会に提案されている農業災害補償法の一部を改正する法律案は、農家と本制度との接点に画期的な改正を行なうことをめざしているものであり、農家は大きな期待をもつて、その早期実現をねがっているから、昭和三十一年度農作物から実施できるよう、今国会

昭和三十六年十月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局